

# 加須市立志多見集会所運営委員会次第

日時：令和6年3月18日（月）16時～  
会場：志多見集会所

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 令和5年度集会所事業の実施報告（成果と課題）について
- (2) 令和6年度集会所事業の実施計画「集会所交流事業」（案）について
- (3) 令和6年度集会所事業「小・中学生学級」（案）について

## 4 そ の 他

## 5 閉 会

資料

令和 5 年度

加須市立志多見集会所運営委員会

## 加須市立志多見集会所運営委員会委員名簿

任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日

No.	氏 名	住 所	選出区分	備 考
1	関口 芳男		公共的団体等の代表者	
2	内田 勝雄		公共的団体等の代表者	
3	長沼 清		公共的団体等の代表者	
4	並木 大祐		小学校及び中学校の教職員	
5	桑原 広武		小学校及び中学校の教職員	
6	藤間 隆子		小学校及び中学校の教職員	
7	下山 和章		小学校及び中学校の教職員	
8	山根 節子		知識経験を有する者	
9	川島 喜美子		知識経験を有する者	
10	山崎 倉蔵		知識経験を有する者	
11	川島 千秋		知識経験を有する者	
12	島野 幸		知識経験を有する者	
13	田村 裕子		知識経験を有する者	

## 令和5年度 小学生学級運営委員会資料

加須市立志多見小学校

## 1 小学生学級実施内容

## (1) ねらい

- ①主体的な学習態度を育て、基礎学力の定着を図る。
- ②基本的生活習慣を身につけさせ、実践化を図る。
- ③人権学習を通し、あらゆる差別解消をめざす実践力を身につけさせる。

## (2) 対象学年

- 1～6年生（志多見、阿良川、串作、平永地区内の希望児童）

## (3) 学級編制

- ◇志多見集会所《1学級》 ◇阿良川集会所《1学級》 ◇串作集会所《1学級》

## (4) 開講期間

令和5年5月16日から令和5年12月5日までの19回  
 （中止1回　ふれあい演劇鑑賞会、北埼玉地区人権フェスティバルを含む）

## (5) 学習日と学習時間・・・火曜日

夏期（5／16～7／4）	午後5時00分～6時30分	90分
秋期・冬期（9／5～12／5）	午後5時40分～5時50分	60分

○ドリル学習を中心に行なう。（宿題を認める。）

○人権学習を実施する。

## (6) 参加人数

集会所	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
志多見	4	2	2	4	6	1	19
阿良川	0	1	0	4	0	2	7
串作	2	0	2	2	3	1	10
合計	6	3	4	10	9	4	36
学年参加率	38%	18%	21%	53%	35%	20%	31%

## (7) 指導者

志多見小学校教員 12名

人権教育推進員 1名

市内協力校の教員 17名

## 令和5年度 集会所学習（中学生学級）運営委員会資料

加須市立加須西中学校

## 1 令和5年度人権教育推進事業の成果と課題

## (1) 今年度の実践状況

- ①集会所名 加須西中（志多見集会所・阿良川集会所・串作集会所）・礼羽西集会所  
 ②事業名 中学生学級  
 ③対象者 加須市立加須西中学校の全生徒  
 ④活動内容 教科学習（国語、数学、社会、理科、英語） 人権学習、コンピュータ学習、  
 レクリエーション、ふれあい演劇鑑賞会、人権フェスティバル  
 ⑤開設期間 5月9日（火）～12月5日（火）  
 ⑥開催日数 13日（ふれあい演劇鑑賞会、人権フェスティバルを除く）  
 ⑦開設曜日 年間計画により実施  
 ⑧活動時間 A日課 16時30分～17時30分  
 B日課 17時00分～19時00分  
 ⑨指導者 加須市立加須西中学校の全教員  
 市内協力校

加須市立昭和中学校2名（理科2名）加須市立加須北中学校1名（数学1名）

## ⑩参加者数（申込者数）

## 集会所別

	志・串・阿	礼羽西	合計
31年度	2人	18人	20人
令和2年度	1人	9人	10人
令和3年度	1人	24人	25人
令和4年度	12人	13人	25人
令和5年度	8人	9人	17人

## 学年別

	1年生	2年生	3年生	合計
31年度	11人	4人	5人	20人
令和2年度	4人	3人	3人	10人
令和3年度	14人	5人	6人	25人
令和4年度	16人	6人	3人	25人
令和5年度	7人	5人	5人	17人

## (2) 成果と課題

## 生徒の感想より（抜粋）

- レクリエーションなど、みんなで楽しく活動できて楽しかったです。
- 苦手な教科を中心に取り組むことができました。難しい問題は担当の先生に聞いたりして、テストでは良い点数がとれました。
- コミュニケーションを通して仲が深まったり、勉強する機会が増えて、とてもよかったです。
- 問題を解いているときに、わからないところがあつたら先生方が教えてくれて、問題の解き方や考え方方がわかりました。

- 中学生学級に参加して、自主的に勉強するという習慣がつきました。他学年と一緒にという普段とはちがう空間で、集中力も高まりました。
- 中学生学級に参加して、だんだんと勉強ができるようになってきました。
- 学年関係なく、楽しみながら学習することができた。中学生学級で協力、助け合い、学び合いを共にしてきてよかったです。
- 学習する時間やレクリエーション、人権について考える時間もあり、とても有意義でした。
- 授業ではあまり聞けないことを、先生に聞くことができて、とてもよかったです。

人権学習 「わっかカフェへようこそ」を視聴して  
生徒の感想より（抜粋）

- ◎「三色団子の向こう側」 — インターネットによる人権侵害
  - 今、スマホなどをほとんどの方が持っていて、とても便利なものだと思っていたが、使い方によっては、加害者、被害者になることがわかった。ルールを決めるることは大切だが、それを守っているかが、重要なああと思った。
  - 文字だけで伝えると誤解が生まれることがあるので、ラインなどのやりとりも、相手に伝わるように気をつけたいと思います。インターネットを正しく使う、発信する前に確認をすることなどをしていきたいです。
- ◎「世代をつなぐ柏餅」 — 高齢者の人権
  - 大切なことは上手に話すことではなく、相手とふれ合うことだと思った。いろいろな人と話すことにより、まだ知らないことをたくさん知ることができるとわかった。
  - 自分が思うことは、しっかりと伝えるべきだと思った。そうじゃないと、相手に気持ちが伝わらないから。理解してもらうためにも、もっと思いを伝えようと思った。
- ◎「コンペイトウの来た道」 — 外国人の人権
  - この話を聞いて、私はコミュニケーションをたくさんとて、お互いのことをたくさん知ることが大切だと思った。相手と話すことで楽しく生活できるので、これからもコミュニケーションを大事にして生活したい。
  - 最初から決めつけるのではなく、立場を考えていけたらいいなと思いました。交流の場があると仲良くできる機会がもっと増えると思いました。

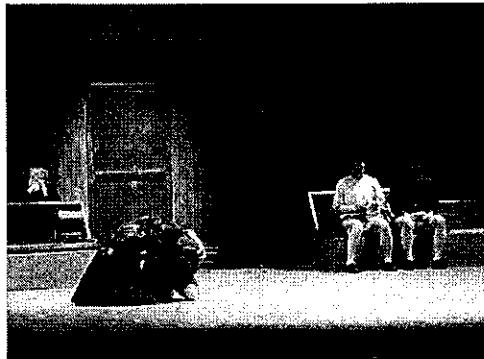
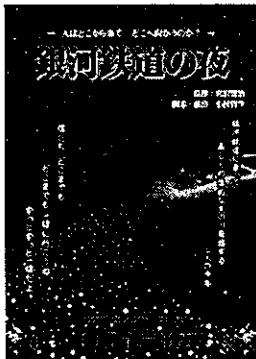
「参加してよかったです」という感想が多くあり、中学生学級のねらいに迫ることができたと思います。概ね計画通りに実施することができましたが、7月11日は、雷の予報があったため、2時間の学習を1時間としました。実施期間は5～12月ですが、10月頃から夕暮れの時間が早くなり、終了時刻5時30分頃にはかなり暗くなっているので、引き続き、帰宅時の安全面について、生徒への指導をしっかり行っていきたいと考えています。

## 令和5年度集会所交流事業 実施報告

事業名	実施日	参加人数	実施内容
ふれあい演劇 鑑賞会	7月29日 (土)	478人	<p>【会場】 パストラルかぞ大ホール</p> <p>【演目】 銀河鉄道の夜（劇団民話芸術座）</p> <p>【対象】 市立各幼・小・中学生と保護者等 一般</p>
移動学習会	10月13日 (金)	24人	<p>【訪問先】 成田市 成田山新勝寺 佐倉市 国立歴史民俗博物館</p> <p>【対象】 地域住民 ※礼羽西、志多見、阿良川集会所 で合同実施</p>
北埼玉地区人権 フェスティバル	10月21日 (土)	550人 行田市発表	<p>【内容】 講演会：ブルボンヌ氏（女装パフォーマー）、作品展示</p> <p>【会場】 行田市教育文化センターみらい</p>

## (成果と課題)

- 目の前で演劇を鑑賞することにより、劇団員の迫力ある舞台を感じてもらえることができました。
- 演劇鑑賞をつうじて、人の心、友情の大切さ、幸せについて、生きていくうえで大切なことを学んでもらえることができました。
- 小さなお子さんには、演劇の内容が難しかったので、わかりやすい内容の演目としたい。
- 今後も演劇鑑賞会にたくさんの方が参加されるよう、周知を図っていく。
- 移動学習会では、新勝寺や博物館での散策を通じて、参加者同士の交流を図ることができた。高齢者の参加者が多いため、だれでも参加できる訪問先の検討が必要である。
- 人権フェスティバルについては、午前中のみの実施がありました。



## 令和6年度集会所交流事業 実施計画（案）

事業名	実施日	実 施 内 容
ふれあい演劇 鑑賞会	7月27日 (土)	<p>【会場】 パストラルかぞ大ホール</p> <p>【内容】 演劇鑑賞</p> <p>【対象】 市立各幼・小・中学生と保護者等 一般</p>
宿泊体験交流	8月23日(金) ～24日(土)	加須げんきプラザ
移動学習会	10月予定	場所未定
北埼玉地区人権 フェスティバル	10月26日 (土)	<p>【内容】 北埼玉地区人権フェスティバル実行委員会 で決定</p> <p>【会場】 加須市文化・学習センターパストラルかぞ</p>

## 令和6年度集会所事業「小・中学生学級」実施要項（案）

## 1 目的

- (1) 人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。
- (2) 体験活動を通して、お互いに交流を深め、仲間づくりを推進する。
- (3) 学習意欲の向上を図る。

## 2 主催 加須市教育委員会生涯学習課

## 3 対象者 開講する学校の児童・生徒

(原則小学生は4年生～6年生 但し、学校・地域の実情による)

## 4 期間 令和6年5月下旬～令和6年11月 平日の夕方60分程度

(但し、学校・地域の実情による)

## 5 開講する学校・場所・指導者

実施校	場所	指導者
礼羽小学校	礼羽西集会所・礼羽小学校	生涯学習課職員・地域の指導者・礼羽小教職員
大桑小学校	川口集会所・大桑小学校	生涯学習課職員・地域の指導者・大桑小教職員
志多見小学校	志多見集会所・阿良川集会所・串作集会所・志多見小学校	生涯学習課職員・地域の指導者・志多見小教職員
田ヶ谷小学校	田ヶ谷総合センター・田ヶ谷小学校	生涯学習課職員・地域の指導者・田ヶ谷小教職員
豊野小学校	豊野小学校	生涯学習課職員・地域の指導者・豊野小教職員
加須西中学校	礼羽西集会所・加須西中学校	生涯学習課職員・地域の指導者・加須西中教職員
加須平成中学校	加須平成中学校	生涯学習課職員・地域の指導者・加須平成中教職員
騎西中学校	田ヶ谷総合センター・騎西中学校	生涯学習課職員・地域の指導者・騎西中教職員
大利根中学校	大利根集会所・大利根中学校	生涯学習課職員・地域の指導者・大利根中教職員

※集会所等は、各校の学級において原則1回使用する。

## 6 学習内容

生涯学習体験講座（生涯学習市民講師等による）、人権学習（職員や地域の方の講義やDV、タブレットやテキストによる教科学習等

※中学生学級では、学習意欲向上に係る日数の比重を高くお願いします。

## 7 実施回数

開講する学校ごとに決定（概ね7～15回）

## 8 指導者への報酬

1時間1,800円（ただし、10.21%を源泉控除）

## 9 その他プログラム

◎7月27日（土）ふれあい演劇鑑賞会（パストラルかぞ大ホール）

実施校のみではなく、市立各小・中学校に呼びかけます。（希望する児童・生徒・保護者等）

◎8月23日（金）～24日（土）宿泊体験交流（加須げんきプラザ）

◎10月26日（土）北埼玉地区人権フェスティバルの開催（加須市：パストラルかぞ）

## 集会所 小・中学生学級見直し（案）

	実施内容（令和5年度）	実施内容（見直し後）
目的	<p>(1) 人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しに気付く、解決しようとする積極的な態度を養う。</p> <p>(2) 基礎学力の向上を図る。</p> <p>(3) 体験活動を通して、交流を深め、仲間づくりを推進する。</p>	<p>(1) 人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。</p> <p>(2) 体験活動を通して、交流を深め、仲間づくりを推進する。</p> <p>(3) 学習意欲の向上を図る。</p>
主催者	加須市教育委員会	加須市教育委員会 生涯学習課
対象者	開講する学校の児童・生徒	開講する学校の児童・生徒  小学4年生～6年生、中学1～3年生  ※ 但し、学校・地域の実情による
期間	令和5年5月～令和6年2月	令和6年5月～11月 平日の夕方60分間程度  ※ 但し、学校・地域の実情による
開催校・場所・指導者	表1参照	表1参照
学習内容	人権学習、国語、算数（数学）、理科、社会、英語、家庭、図工、レクリエーション、体験活動、社会見学、北埼玉地区人権フェスティバルスポーツレクチャーフェスティバル参加等	生涯学習講座（生涯学習市民講師等による）、宿泊交流（加須げんきブランザでの宿泊交流）、ふれあい演劇鑑賞会参加、北埼玉地区人権フェスティバル参加、人権学習（職員や地域住民からの講義のほか人権DVD視聴等）、学習意欲向上（国語、算数（数学）、理科、社会、英語、家庭、図工）、レクリエーション等
実施回数	開講する学校ごとに決定	全7～15回（概ね2回／月）のまかいメント・行事計3回
指導者への報酬	1時間1,800円（ただし、10.21%を源泉控除）	左同
感染症対策	学校生活と同様の感染症対策を行いながら児童・生徒の安全に配慮して実施をしていく。	左同
その他	7月29日（土）ふれあい演劇鑑賞会	7/27（土）ふれあい演劇鑑賞会、 8/23（金）～24（土）宿泊体験交流

◎ 小学生学級プログラム例

1. 開講式 学校 5月下旬 人権学習 ビデオ/講話① 人権学習にあたって 講師：生涯学習課職員
2. 講 座 学校 6月第1週 学力向上 自主学習①
3. 講 座 集会所 6月第3週 体験学習 生涯学習①
4. 講 座 学校 7月第1週 学力向上 自主学習②
5. 講 座 学校 7月第3週 人権学習 生涯学習② 地域の方々からのお話・交流  
[A] 7月27日 体験学習 生涯学習 ふれあい演劇鑑賞会への参加
6. 講 座 学校 9月第1週 学力向上 自主学習③  
[B] 8月23日 体験学習 生涯学習 宿泊交流体験への参加（希望者のみ、定員80名：小学5～6年生、中学1～2年生）  
—24日
7. 講 座 学校 9月第3週 体験学習 生涯学習②
8. 講 座 学校 10月第1週 学力向上 自主学習④
9. 講 座 学校 10月第3週 体験学習 家庭科 調理室でクッキング
10. 閉講式 学校 11月第1週 学力向上 自主学習⑤／講話  
[C] 10月下旬 体験学習 生涯学習 人権フェスティバルへの参加

◎ 中学生学級プログラム例

1	開講式	学校	5月下旬	人権学習	講話・交流①	人権学習にあたって	講師：生涯学習課職員
2	講 座	学校	6月第1週	学力向上	自主学習①		
3	講 座	集会所	6月第3週	学力向上	自主学習②		
4	講 座	学校	7月第1週	学力向上	自主学習③		
5	講 座	学校	7月第3週	学力向上	自主学習④		
A			7月27日	体験学習	生涯学習	ふれあい演劇鑑賞会への参加	
B			8月23日	体験学習	生涯学習	宿泊交流体験への参加（希望者のみ、定員80名：小学5～6年生、中学1～2年生）	
						～24日	
6	講 座	学校	9月第1週	人権学習	生涯学習②	地域の方々からのお話・交流	
7	講 座	学校	9月第3週	学力向上	自主学習⑤		
8	講 座	学校	10月第1週	学力向上	自主学習⑥		
9	講 座	学校	10月第3週	体験学習	生涯学習①		
C			10月下旬	体験学習	生涯学習	人権フェスティバルへの参加	
10	開講式	学校	11月第1週	学力向上	自主学習⑦／講話		

# 加須市立集会所運営委員会規則

平成 22 年 3 月 23 日

教委規則第 43 号

改正 平成 31 年 4 月 26 日教委規則第 5 号

令和 2 年 3 月 30 日教委規則第 3 号

(題名改称)

## (設置)

第 1 条 加須市立集会所（加須市立集会所条例（平成 22 年加須市条例第 96 号）別表に定める集会所をいう。以下「集会所」という。）の円滑な運営を図るため、加須市立集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を集会所ごとに設置する。

(令和 2 教委規則 3 ・一部改正)

## (業務)

第 2 条 委員会は、集会所事業の企画及び運営について、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応ずるとともに、集会所の管理運営に協力するものとする。

## (委員の委嘱)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 小学校及び中学校の教職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 教育委員会が必要と認める者

(平成 31 教委規則 5 ・一部改正)

## (委員の定数)

第 4 条 委員の定数は、15 人以内とする。

## (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員（市議会議員の身分を有していた者を除く。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定により委嘱され、又は任命された審議会等の委員とみなす。

附 則（令和2年教委規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。